

令和 7 年 度

教育行政方針



令和 7 年 3 月



中標津町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育の充実	2
	(1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	
	(2) 学力向上・健全育成の推進	
	(3) 地域との連携強化	
	(4) 教育環境の充実	
	(5) 中標津農業高等学校の教育の充実	
	(6) 学校給食の充実	
3	生涯学習の推進	11
	(1) 生涯学習活動の普及促進	
	(2) 生涯学習環境の充実	
4	スポーツの振興	13
	(1) スポーツ活動の普及促進	
	(2) スポーツ環境の充実	
	(3) スポーツによる交流促進	
5	地域文化の振興	14
	(1) 文化、芸術活動の普及促進	
	(2) 文化財の保護と活用	
6	むすび	15

1 はじめに

令和7年中標津町議会3月定例会の開会にあたり、令和7年度の教育行政執行に対する基本方針と、主要施策の概要について申し上げ、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術の進展や生成A Iの普及、グローバル化など、社会が加速度的に変化し、従来の知識や経験のみでは将来を見通すことが難しい時代を迎えています。こうした変化の激しい時代にあって、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化している中、教育の在り方や学校環境にも変革が求められるようになっております。未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らのよさや可能性を認識することと併せて、全ての人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育むことが求められています。

さらに、中標津町教育大綱の基本理念である「ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、社会の中で生きる力を育む教育」を念頭に、誰もが郷土に愛着をもち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進めるため、学校・家庭・地域が一体となった地域の総

合力による教育活動に努めてまいります。

2 学校教育の充実

(1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

教育は、子ども一人一人の生涯にわたる発達や学びの連続性を見通して行われるものです。

その中で、幼保小の教育のつながりを意識した活動が、子どもの豊かな経験を生み出し、主体的・対話的で深い学びの実現につながります。

施設類型・設置者・学校種を越えて、幼保小の先生が、気軽に話し合える関係を構築し、対話を大切にするとともに、深い学びの実現に向けて協働して取り組むことが必要となります。

一般的には、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であり、この時期を「架け橋期」と呼んでいます。

今後は、一人一人の個性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基礎を育み、幼保小の架け橋期のあり方を考え、教育の充実を図ります。

このためには、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事

として連携・協働し、一人一人の個性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基礎を育めるようにすることが大切です。

(2) 学力向上・健全育成の推進

変化の激しい時代にあって、子どもが様々な困難を乗り越えて生きていくためには、発達の段階に応じて実際の生活や社会で生きて働く「知識及び技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等の育成」、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性の涵養」という、三つの資質・能力を柱とする力の育成が重要です。

このため、学力向上の取組では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を重視するとともに、「中標津町学校改善支援プラン」に基づいた各学校の取組を引き続き支援し、子ども主体の授業づくりを推進します。

いじめ防止については、「中標津町いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめをしない・させない・見逃さない」の意識を醸成するとともに、家庭や地域、関係機関との連携をさらに強化し、各種アンケート調査を有効に活用した教育相談等を通して、子どもの抱える不

安や悩み事の実態把握に努め、子どもの適切な居場所づくりを進めるとともに、生徒指導提要进行を基に、いじめの未然防止、早期発見及び重篤化の防止など組織的な対応につなげてまいります。

児童虐待や不登校対策では、日常的に子どもの変化に留意し、早期対応に努めるとともに、悩みや課題の解決を図るために、教育相談センター専門相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携して、適切な対応に努めます。

また、適応指導教室に通級している子どもに対しては、家庭との連携を強化するとともに、集団生活における適応能力の向上を図り、生活習慣の安定や社会的自立を促し、学校への復帰や望ましい進路の選択ができるよう、一人一人に寄り添った支援に努めます。

子どもの読書活動の推進については、引き続き学校図書整備・充実を努め、学校サポーターの協力や中標津町図書館との連携による取組を進めます。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの客観的資料を活用して、年間を通じた楽しい体育の授業や運動習慣の定着に向けた取組を進めます。

健康教育では、基本的な生活習慣の改善・充実を図るとともに、全

道的な課題であるメディアコントロールに関連した生活リズムの改善として、「光・暗闇・外遊び」を意識した指導のさらなる充実に努めます。

防災教育及び安全教育では、各学校の「危機管理マニュアル」を活用した避難訓練の実施に加え、関係機関と連携した防災教室や交通安全教室などを通し、自ら予測・判断し、行動できる力の育成に努めます。

食育については、望ましい生活習慣や食習慣等、子どもが生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力を身に付けさせるため、栄養教諭をはじめ、家庭や地域、関係機関等と連携した基本的な生活習慣の確立や、「食に関する指導」の充実に努めます。

小中一貫教育については、各学園が設定する「教育目標」を実現するため、引き続き小・中学校の接続を重視した9年間の系統的な教育活動を進め、学力や体力の向上を目指します。

国際理解教育については、外国語を通じ、言語や文化について体験的に理解を深められるよう、英語指導助手2名を学校に派遣し、外国語科の充実を図ります。

特別支援教育については、教育支援委員会の機能を生かし、各学校、幼稚園及び保育園等、関係機関との連携をさらに深めるととも

に、「個別の教育支援計画・指導計画」の活用を進め、就学前段階からの教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が、学校や担任、学びの場が変わっても切れ目なく引き継がれるよう努めます。また、特別な教育的支援を必要とする子どもへの適切な支援体制の充実を図るため、引き続き特別支援教育支援員の適正配置に努めます。さらに、学習や生活に困難を感じている子どもたちの自立活動を支援するため、通級指導教室の充実を図ります。

学力向上については、教職員の資質向上に向けて、各学校での校内研修や北海道教育委員会及び中標津町教育委員会が実施する研修の充実を図り、教職員の授業力と生徒指導に関する実践力の向上に努めます。

また、学校を取り巻く環境が複雑化、多様化している中、学校に求められる役割も大きく変化しており、教職員の負担軽減等を図るため、国や道の動きなども注視しながら、昨年度導入した、校務支援システムを活用し、さらなる業務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進してまいります。

(3) 地域との連携強化

地域とのつながりを重視した教育を進め、学校、家庭、地域が課

題を共有し、その解決策を共に考え、実践するとともに、子どもの郷土愛を深め、地域の将来を担う意識を醸成するため、地域の総合力による教育活動を推進することが重要です。

このため、地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールの活動を一層充実させるため、地域学校協働本部事業と連携し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる充実を図ります。

部活動の地域展開については、深刻な少子化が進む中、子どもが将来にわたって、文化・スポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、子どもの望ましい成長を保障できるよう、持続可能な体制構築に向け、学校や地域の多様な団体との連携強化を図り、協議会等での議論を進めつつ取り組みます。

郷土愛を深めるふるさと教育については、本町独自の社会科副読本「私たちの町 中標津」の積極的な活用により、子どもがふるさと中標津への愛着や誇りを持ち、自分の将来について考え、行動できる力を育む教育に取り組みます。

また、本町教育における特色の一つである北方領土学習の継続と充実に努めます。

(4) 教育環境の充実

子どもの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すためには、教育環境の充実が重要です。

学校施設等のLED化については、本年度、中標津東小学校及び中標津中学校の屋内運動場、計根別幼稚園において実施します。

昨年は幼稚園、町立学校7校の保健室に冷房設備を設置しました。本年度も引き続き、子どもたちの体調や教育活動への影響も鑑み、小学校3校・義務教育学校において、冷房設備設置を実施し、環境改善整備を進めます。

教育の情報化の推進については、国のGIGAスクール構想により1人1台端末を令和2年度に整備し、令和3年度から実際に学校現場にて活用を進めてきましたが、現行の端末は、令和7年度末で国が推奨する使用期間である5年間を経過することから、本年度、端末の更新を進め、子どもの教育に支障が生じないよう整備促進に努めます。

引き続きGIGAスクール構想の下、子どもの能力を最大限引き出す個別最適化された学び、協働的な学びを実現するため、1人1台端末の利活用を推進します。

スクールバスの運行については、子どもの安全を第一に関係機関

との連携を図り、効率的な運行体制や安全・安定運行の指導徹底を継続します。

教育費の負担軽減については、育英資金の「一般貸付」及び「定住促進貸付」を継続するとともに、生活保護基準の見直しによる影響が準要保護世帯に及ばないように、引き続き対応します。

子どもの安全対策については、犯罪被害や交通事故を未然に防止するためのスクールガードリーダーを継続して配置するとともに、関係機関と連携しながら通学区域の環境改善に努めます。

町立計根別幼稚園については、満3歳児の受け入れをはじめ、計根別地域のニーズに応えられるよう、持続可能な運営体制の確保に努め、幼児教育の充実を目指します。

(5) 中標津農業高等学校の教育の充実

近年、これまでの教職員、生徒の努力と特色ある教育活動が全国的に認知され、安定した入学者数の確保につながっております。

地域の良さを学び、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図る上で、中標津農業高等学校の役割は重要です。

大学・企業・関係機関と連携したプロジェクト活動を引き続き推進し、町立高校として地元の多様な資源を活用した新製品の開発や

栽培作物の研究を進めます。

また、環境保全型の農業に関する研究を進めるとともに、次代へ向けた協働的で持続的な活動の展開を見据えながら、SDGsを取り入れた活動の推進に努めます。

特色ある取り組みの計根別食育学校については、幼稚園、義務教育学校との連携をさらに深め、教育内容・活動を充実させるほか、その取り組みを町内外の諸機関や小中学校等へ積極的に情報発信し、広報活動に努めます。

就学環境の整備・支援については、通学費や実習服等の購入費、並びに資格検定料の助成や学校給食を引き続き実施し、町立高校として魅力ある学校づくりに努めます。

(6) 学校給食の充実

学校給食は、心身の成長期にある子どもが、健全に発達し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。

一方で課題となっている食の乱れや食べ残し等に対処するため、栄養教諭等による食の大切さや食文化などの教育を推進し、食育指導等の充実に努めます。

さらには、調理作業や搬送中における衛生管理を徹底した上で、当地域を中心とする優れた食材を活用した給食を通じ、安心・安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を提供します。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の普及促進

生涯学習は、日常の生活や地域での課題、社会の変化に伴う課題などの解決に必要な知識や技術を身に付けるための重要な役割を担っています。

学びの機会の提供については、関係機関と連携し、町民の学習ニーズの多様化・高度化に応える各種講演会や研修講座を開催するとともに、生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発行します。

青少年の健やかな成長を支え、豊かな人間性と生きる力を育むためには、感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会・自然のあり方を学ぶことが重要であるため、様々な体験活動を引き続き実施します。

また、ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシ

システム」と協働しながら、職業体験・社会体験活動を実施し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

自ら学び、成果を生かす社会教育活動の充実には、活動団体等への支援が重要です。

このため、中標津町の文化・スポーツ活動の中核を担う「一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団」及び「NPOなかしべつスポーツアカデミー」の活動を継続して支援します。

さらに、少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化するとともに、全道・全国大会への出場等の遠征費について引き続き一部補助を行い、子どものスポーツ及び文化活動を支援します。

(2) 生涯学習環境の充実

文化・スポーツ施設の設備改修を計画的に実施し、子どもや町民の皆さんが、安心安全に利用できる施設の整備・充実を図ります。

本年度は、総合文化会館開館 30 周年となり、記念事業も行われることから、必要な支援を行い、取り組みを進めてまいります。また、良好な芸術文化活動を維持するため、活動拠点となる総合文化会館

コミュニティホールの舞台照明設備改修及び図書館のエアコン設置工事を実施し、施設環境の整備を行います。

郷土資料につきましては、施設の老朽化等により適切な保存管理ができていない状況が続き、緊急性が高まってきていることから、昨年度より新たな収蔵庫の整備に着手したところであり、本年度は収蔵環境及び新築実施設計を行い全体構想をまとめるなど、建設に向けた計画を着実に進めてまいります。

4 スポーツの振興

(1) スポーツ活動の普及促進

町民一人一人が健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

このため、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館などの運動施設を活用した、町民の健康づくり事業を推進します。

(2) スポーツ環境の充実

老朽化の進むスポーツ施設については、優先度を考慮しながら、更新・改修を行い、施設利用促進を図る取組を進めるとともに、町

民のスポーツ活動の充実に努めます。

(3) スポーツによる交流促進

スポーツと地域振興に向けた取り組みについては、スポーツ団体や関係者と連携し、スポーツ合宿の誘致を推進するとともに、来町するスポーツ団体への支援品の支給を行うなど、受け入れ環境の充実に引き続き努めます。

5 地域文化の振興

(1) 文化、芸術活動の普及促進

文化・芸術に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通じて、心豊かな活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

このため、活動団体への支援のほか、優れた文化芸術の鑑賞機会を充実させ、様々な形態の事業を行うことにより文化・芸術活動の振興を図ります。

(2) 文化財の保護と活用

文化財については、町の魅力を伝える地域資源と捉え、行政と地域住民・団体と連携し、地域に残る文化財の保存と積極的な活用により、町民が文化財に親しむ機会の充実に向けて、昨年5つの町民活動団体で発足した「中標津しるべつなぎ会」と共に、法定計画「中標津町文化財保存活用地域計画」に基づき、文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

6 むすび

以上、令和7年度の教育行政方針について申し上げました。

中標津町教育委員会では、令和2年度より中標津町の幼稚園・学校の合言葉を次のとおりとしています。

幼稚園 「あいさつ かたづけ みんななかよし」

小・中学校 「あいさつ そうじ べんきょう 時間を守る」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」

農業高校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

自主・自律の精神と規範意識、人を思いやる心の醸成は、いつの時代も変わらない教育の基礎基本です。

この合言葉をすべての教職員・園児・児童・生徒が常に心がけ、地域・保護者の理解と協力を得ながら、しっかりと身に付けることが望ましい園・学校づくりへの第一歩だと考え、引き続き実践してまいります。

生産年齢人口の減少、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルの変容等、多くの変化が予測される今後の社会において、町民一人一人が時代の変化を受け止めながら、歴史や文化に誇りを持ち、人生100年時代において学び続けることができる環境を整えることが重要です。

中標津町教育委員会といたしましては、地域・学校・家庭・行政が「横の」つながりを大切にし、本町のもつ豊かな資源を学校教育・社会教育それぞれの場で効果的に活用し、学びの楽しさを実感できる教育の実現を進めてまいります。

次代を担う子どもや町民一人一人が生き生きと学び、創造力豊かに夢と希望を持って個性や能力を伸ばすことができるよう、今後とも町民と共に歩む教育行政に最善の努力をしてまいります。

議員各位、町民並びに教育関係者の皆様にご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和7年度の教育行政方針とします。